

天城町お帰りがさい住宅改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天城町（以下「町」という。）へのＵターンを促進し、進行する人口減少の抑制と活力ある地域社会を実現するために、居住者のいない実家等の改修を行う場合に必要となる費用の一部に対して、予算の範囲内において天城町お帰りがさい住宅改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、天城町補助金等交付規則（平成27年5月13日規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Ｕターン 進学、就職などのために町外において居住していた町内出身者が、定住の意思を持って再び転入することをいう。
- (2) 実家等 居住者のいない空き家となった自己、又は3等親内が所有する家屋をいう。
- (3) 改修工事 増築、改築、修繕、設備その他住宅の機能向上のために行う工事をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。ただし、町長が特に必要があると認めるときにはこの限りではない。

- (1) Ｕターンにより転入する者又は転入日から1年以内の者
- (2) 天城町暴力団排除条例（平成24年6月19日条例第12号）第2条第1項第4号及び第5号に該当しない者
- (3) 過去において、この要綱による補助金を同一世帯の中で交付されたことのない者
- (4) 定住のために実家等を改修し、10年以上当該物件に定住する（住所を定める）ことを確約した者
- (5) 自治会に属し、町民として地域活動に積極的に参加し、地域住民と協調して地域活性化に継続して寄与することができる者
- (6) 町税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していない者（生計を一にする同一世帯の者を含む。）

(補助対象の除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除外する。

- (1) 交付決定前に改修工事を行った場合
- (2) 親又は3等親内の親族との同居を目的とする場合
- (3) その他町長が適当でないと認めた場合

(補助対象工事)

第5条 この補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 補助対象者が自ら定住するための実家等の改修を行う工事であること。
- (2) 改修工事を行う建物（以下「対象住宅」という。）は、過去にこの要綱による補助金を受けていないこと。

- (3) この補助金を申請した日に属する年度の3月31日までに、完了する改修工事であること。
- (4) 町内に事務所又は事業所を有する事業者（個人又は法人）が行う改修工事であること。
ただし、特殊な工事であり町内に事業所等がない場合は、この限りでない。
- (5) 国、県が実施している他の補助金と重複しないこと。

（補助対象経費及び補助金額）

第6条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助金額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者である申請者は、天城町お帰りのさい住宅改修補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 誓約書（別紙3）
- (4) 改修工事見積書及び内訳書の写し
- (5) 住宅位置図（付近見取図）
- (6) 住宅配置図
- (7) 改修工事箇所の図面
- (8) 改修工事前の現場写真
- (9) 世帯全員の住民票の写し
- (10) 物件の所有者が確認できる書類（登記簿等の写し）
- (11) 物件の所有者との続柄が把握できる書類（必要な場合のみ）
- (12) 町税等完納証明書
- (13) その他町長が必要であると認める書類

2 前項の規定による申請の受付期間は、その年度4月1日から予算の範囲内までの期間とする。

（補助金の交付決定）

第8条 前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、町長は交付決定の可否について審査し、交付を適当と認めたときは天城町お帰りのさい住宅改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容に変更が生じたとき、又は中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに天城町お帰りのさい住宅改修補助金変更・中止（廃止）申請（届出）書（様式第3号）を、町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、天城町お帰りのさい住宅改修補助金変更・中止（廃止）決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた住宅に居住し、転入の手続きが完了したときは、天城町お帰りのさい住宅改修補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を

添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事箇所写真（施工前後）
- (3) 住民票の写し（転入前に交付申請を行った場合）
- (4) 自治会加入証明書（様式第6号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の場合において、町長が必要と認めるときは、対象となった住宅の改修工事の状況について、実地検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査により、要件に適合していると認めたときは補助金の額を確定し、天城町お帰りのなさい住宅改修補助金交付確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、天城町お帰りのなさい住宅改修補助金交付請求書（様式第8号）により、町長に補助金の交付請求を行うものとする。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し、補助金額の変更及び返還）

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定者に対し、補助金の交付決定を取り消し、又は交付決定額を変更し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 対象住宅を交付の日から10年未満で取り壊し、又は売却したとき。ただし、やむを得ない理由（自然災害その他）により倒壊した場合はこの限りではない。
- (2) 交付日から10年未満で、交付決定者が転出又は転居し、若しくは居住していないことが明らかになったとき。ただし、交付決定者が所有者の場合、空き家バンク等に登録する場合はこの限りではない。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は規則の規定に違反したとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象事業	補助金額	対象経費の内容
改修工事	補助対象経費（税込）の2分の1以内で上限100万円以内。（1,000円未満は切り捨て。）	・屋根、天井、床、床下、外壁、内壁等のほか、住宅の機能回復に係る改修 ・水回りの設備の改修、設置 ・水道整備 ・温水器、給湯器、ボイラー、エアコンなどの修繕、設置 ・畳、ふすま、障子などの張り替え等 ・テレビアンテナ工事及び屋内配線工事 ・天城町ユイの里テレビに加入する場合の引き込み及び宅内工事費 ・電気配線工事 ・シロアリ駆除、防除等に係る経費 ・耐震補強等に係る経費 など ※（注意）ただし、以下については対象外とする。 ・上記の経費であっても、補助金交付決定者が直接行う工事 ・倉庫等の建築物の解体・撤去費用 ・外構設備（門、車庫、カーポート、犬走り、塀、柵、垣根等の構造物、植栽、物置など）の設置・改修工事 ・暖炉等、通常生活する上で必ずしも必要ではない住宅設備、機器類の設置・改修工事 ・その他装飾性の高い設備の設置・改修工事など

様式第 1 号(第 7 条関係)

天城町お帰りのさい住宅改修補助金交付申請書

年 月 日

天城町長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

補助金の交付を受けたいので、天城町お帰りのさい住宅改修補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 補助金交付申請額 金 _____ 円

2. 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙 1)
- (2) 収支予算書(別紙 2)
- (3) 誓約書(別紙 3)
- (4) 改修工事見積書及び内訳書の写し
- (5) 住宅位置図(付近見取図)
- (6) 住宅配置図
- (7) 改修工事箇所の図面
- (8) 改修工事前の現場写真
- (9) 世帯全員の住民票の写し
- (10) 物件の所有者が確認できる書類(登記簿等の写し)
- (11) 物件の所有者との続柄が把握できる書類(必要な場合のみ)
- (12) 町税等完納証明書
- (13) その他町長が必要であると認める書類

(別紙 1)

事業計画書

申請者住所	〒 ー
申請者氏名	
住宅所有者との関係	
施工業者住所	〒 ー
施工業者名称 代表者	
施工業者連絡先	(電話)
住宅所在地	〒 ー
住宅所有者	(住所) 〒 ー (氏名) (電話)
同居する世帯 全員の氏名	氏名 (歳) 氏名 (歳) 氏名 (歳) 氏名 (歳) 氏名 (歳) 氏名 (歳)
改修の内容 (具体的に)	
改修等に要する費用 (見積金額)	円
補助対象費用	円
補助申請額	円
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

上記の改修工事事業を補助金申請者が行うことについて、承諾します。

住宅所有者 氏名 _____ 印

※補助金申請者が所有者の場合、署名・押印は不要です。

(別紙 2)

收支予算書

(1) 收入

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
町 補 助 金	円	
自 己 負 担 等	円	
合 計	円	

(2) 支出

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
合 計	円	

(別紙3)

誓 約 書

年 月 日

天城町長 様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

天城町お帰りなさい住宅改修補助金制度の利用にあたり、以下のことを誓約します。なお、同補助金交付要綱第5条に抵触した場合には、補助金を返還します。

記

1. 私及び私と生計を一にして同居する家族は、申請日の属する年度と同一の年度内に天城町に転入するとともに、天城町に住民登録をした日から10年を超えて、天城町を生活の本拠地と定め継続して居住します。(申請後に転入する場合)
2. 当該補助事業により改修した住宅を本補助金の交付を受けた日から10年以内に取り壊し、若しくは売却しません。
3. この補助事業による改修工事は、特殊な工事であり町内に事業所等がない場合を除き、天城町内に事務所又は事業所を有する事業者(個人又は法人)で施工します。
4. 自治会に加入するとともに、天城町が実施する各施策に関するアンケートや生活実態把握のための調査等に協力します。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

天城町長 印

天城町お帰りのさい住宅改修補助金変更・中止（廃止）申請（届出）書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた天城町お帰りのさい住宅改修補助金について、下記の通り【変更・中止（廃止）】したいので、天城町お帰りのさい住宅改修補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき申請（届出）します。

記

【変更・中止（廃止）】 理由	
施工業者	住所 名称 電話
工事予定金額 （見積金額）	円
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第5号(第 10 条関係)

年 月 日

天城町お帰りのさい住宅改修補助金交付実績報告書

天城町長 殿

申請者
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により、交付決定を受けた天城町お帰りのさい住宅改修補助金について、対象改修工事が完了したので、天城町お帰りのさい住宅改修補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

施工業者	
工事期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
工事金額	円
当初の補助金 交付決定額	円

添付書類	☐ 領収書 ※メーカー・型番・商品名等がわかるもの（写し可） ☐ 改修工事前後の現場写真（細部が分かるもの） ☐ 住民票の写し（転入前に交付申請を行った場合） ☐ 自治会加入証明書（様式第 6 号） ☐ その他町長が必要と認める書類
------	---

様式第 6 号(第 10 条関係)

天城町長 殿

自治会加入証明書

次の者が_____自治会へ加入していることを証明いたします。

住 所	天城町
氏 名	

年 月 日

自治会名 _____集落

区長氏名
_____ 印

様式第8号(第 12 条関係)

年 月 日

天城町お帰りのさい住宅改修補助金交付請求書

天城町長 殿

申請者
住所
氏名



年 月 日付け 第 号で交付確定された、天城町お帰りのさい住宅改修補助金を、次のとおり請求します。

請求額 金 円

振 込 先	
金融機関名	
支店名	
口座種別 (○で囲む)	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	